

NO COPY
再複写無効

産業廃棄物収集運搬業許可証

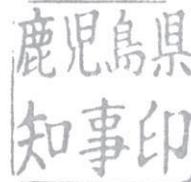
所
名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

福岡県久留米市津福本町2300番地10
株式会社フチガミ
代表取締役 渕上明彦

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和5年 4月19日
許可の有効年月日 令和12年 4月18日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、動物のふん尿

以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更届出	平成7年6月22日	法人の代表者を変更
変更届出	平成7年8月4日	法人の代表者を変更
更新許可	平成11年4月19日	
変更届出	平成13年1月15日	法人の名称を「株式会社渕上商会」から「株式会社フチガミ」に変更
更新許可	平成16年4月19日	

変更許可	平成18年5月16日	取り扱う産業廃棄物の種類に「ばいじん、動物のふん尿」を追加
更新許可	平成21年4月19日	
変更届出	平成22年4月22日	住所を「福岡県久留米市梅満町1645番地の8」から「福岡県久留米市津福本町2300番地10」に変更
優良確認	平成23年5月22日	
変更届出	平成24年3月26日	法人の代表者を「渕上健敏」から「渕上明彦」に変更
更新許可	平成28年4月19日	
優良認定	平成28年4月19日	
変更届出	平成29年12月4日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃油」を「廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
変更届出	令和3年10月21日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
更新許可	令和5年4月19日	
優良認定	令和5年4月19日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

